

# 職場のセクハラは労災

## 札幌地裁 国の不認定取り消す

上司のセクハラで精神障害を発症したのに、関連を否定して労災と認めなかったのは違法として、札幌市の女性(42)が国に不認定の取り消しを求めた行政訴訟の判決が13日、札幌地裁であつた。広瀬孝裁判長は「セクハラと会社の不適切な対応が発症の原因」として、不認定を取り消した。

国の基準は、職場のセクハラを会社が改善しなければ、労災と認めるよう定める。原告代理人によると訴訟で、会社の対応に問題があると明示して労災を認めた判決は珍しいという。

判決によると女性は2015年、食品物流会社の札幌事業所でアルバイトを始め、上司から体を触られたり、わいせつ行為を要求されたりするセクハラを受けた。16年に精神障害を発症し、札幌東労働基準監督署に労災補償の給付を求めたが、業務と関連がないとし

て認められなかった。体調不良を理由に17年に解雇された。

判決理由で広瀬裁判長は、女性が被害を訴えたのに、会社は発症まで十分な聞き取りや上司の配置変更を行わなかったと指摘。国の基準を基に「女性の精神障害は業務と関連があり、

労災に当たる」と判断した。

女性は取材に「同じ立場の被害者を救うきっかけになれば」と述べた。札幌東労基署は「判決を精査し対応を検討する」とした。原告代理人によると、女性は会社と上司に損害賠償を求める訴訟も起こしている。

(中秋良太)